

# 国税の納付方法

納付方法		対応税目	
現金納付	金融機関又は所轄の税務署で納付（通法34①）	全税目	
	コンビニエンスストアで納付（通法34の3） ※ 納付税額30万円以下のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税）</li> <li>・ 督促・催告を行う場合（全税目）</li> <li>・ 賦課課税方式による場合（各種加算税）</li> <li>・ 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全税目）</li> <li>・ QRコードによるコンビニエンスストアでの納付が可能。（全税目※）</li> </ul> ※ 所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等利用できない場合もあります。	
	国外からの送金による納付（通法34④） ※ 国外に住所又は居所を有する者のみ	全税目	
クレジットカード納付（通法34の3） ※ 納付税額1,000万円未満のみ。インターネット上での手続のみ		全税目	
スマホアプリ納付（通法34の3） ※ 納付税額30万円以下のみ。スマートフォンアプリ決済サービスを使用する手段 ※ 令和4年12月運用開始予定（令和3年度改正）		全税目	
振替納税（通法34の2）		申告所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税	
電子納税	ダイレクト納付（事前に税務署へ届出をした上、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付ができる電子納税）	全税目	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットバンキング</li> <li>・ モバイルバンキング</li> <li>・ ATM</li> </ul>	登録方式（e-Taxソフト等を使用して納付情報データをe-Taxに登録することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して電子納税を行う方式）	全税目
		入力方式（e-Taxに納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として自身で納付目的コードを作成して電子納税を行う方式）	申告所得税、法人税、消費税
延納・物納		相続税、贈与税（延納のみ）	

（注）上記は、国税局長又は税務署長が徴収する国税の納付方法について記載している。